

税の箴 あき

2020年 秋号
No.135
<http://www.nk-net.co.jp/nisiwaki/>

- 目次
- ・「税を考える週間」
 - ・会のうごき
 - ・税務署からのお知らせ
 - ・県税だより
 - ・新刊図書案内
 - ・会員寄稿記事



八千代区 竹谷溪谷



『税を考える週間』 11/11~11/17

「税を考える週間」は、国税庁が毎年11月11日から17日を税に関する広報・公聴週間として定め、関係民間団体等と連携・協調して、広報公聴施策の取り組みを行うというものです。本年も「暮らしを支える税」をテーマに国民各層の皆様にご生活と税の関わりを理解していただくことにより、納税意識の向上を図ることとされています。

西脇納税協会、西脇多可地区納税貯蓄組合連合会においても、税務署や租税教育推進協議会など関係機関とともに各種説明会の開催や地域のイベントに「税の広場」を開設し、税の資料展示やクイズの実施などにより暮らしに身近な税の紹介を行うこととしていましたが、コロナ禍により予定した事業の一部を実施することになりました。

税務セミナー

法人税編 第1回10月29日(木)、第2回11月18日(水)、所得稅編 第3回12月9日(水)

紙芝居の実施

10月28日 中町南小学校1年生(40名)
10月30日 杉原谷小学校1・2年生(39名)

租税教室の講師

楠丘小学校が開催した租税教室に青年部会が講師として参加
11月5日(木) 6年生29名を対象に身近な税について授業

税についての作品募集と展示

〔作文〕中学生 1校45編
〔書道〕小学生 6校197点、〔ポスター〕小学生 2校14点
〔書道作品の展示〕
○期間 11月2日(月)~30日(月)
○場所 中兵庫信用金庫/黒田庄支店
兵庫県信用組合/西脇支店・中町支店・八千代支店

会の動き

会議等

8月24日 正副会長会
9月25日 正副会長会
10月9日 西脇中央部支部役員会
10月13日 西脇西部支部役員会
10月14日 西脇東部支部役員会
10月16日 西脇北部支部役員会
10月20日 中区支部役員会
10月21日 加美区支部役員会
10月23日 正副会長会



10/13 西部支部役員会



10/20 中区支部役員会

TAI GROUP
TAINEXAS
株式会社 タイネクサス

TEL : 0795-22-2931(代表)
MAIL : info@taitekko.jp
<https://tainexas.jp/>

兵庫県西脇市上野323

naigai
先染織物製造販売
内外織物株式会社
代表取締役社長 高瀬 義之

本社 〒677-0055 兵庫県西脇市高松町570-1
TEL (0795)22-3204(代)

大阪支店 〒541-0051 大阪市中央区備後町2丁目4番6号(森田ビルディング8階)
TEL (06)4706-6367(代)

東京営業所 〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町17-1(城野ビルⅡ7階)
TEL (03)3669-0785

青年部会

租税教室

11月5日(木) 楠丘小学校

うららの会

税の紙芝居

10月28日(水) 中町南小学校

10月30日(金) 杉原谷小学校



10/28 中町南小学校紙芝居

研修会・講習会

簿記教室 8月18日～9月18日

本年度で第27回目となる簿記教室を伊藤優税理士を講師に納税協会で実施しました。会員・非会員の方10名が受講され記帳から決算書作成まで、教材の流れに沿って簿記の基礎的事項を学習されました。



簿記教室

税務セミナー 10月29日

新型コロナウイルス感染症への対応策、税制上の措置に対する税務上の取扱いに関する税務セミナー（法人税編）を開催しました。

12月9日には同じテーマで個人事業者向けの所得税編の開催を予定しております。



10/29 税務セミナー

gamakatsu



がまかつ

綿および化合織・織物製造・販売

桑村織維株式会社

多可郡多可町中区曾我井315番地



株式会社 名刀針

各種釣針製造販売

代表取締役 藤岡潤也

〒677-0021 兵庫県西脇市蒲江5-3
TEL(0795)23-2617 FAX(0795)23-5153
E-mail:junya@meito-bari.co.jp
Official site:<http://www.meito-bari.co.jp>

和食・すし・牛めし
お気軽にご相談下さい



けんしん亭

〒679-0316 兵庫県西脇市黒田庄町大門
TEL (0795) 28-2557
FAX (0795) 28-4526
<http://www.kenshintei.co.jp/>

繊維製品販売・刺繍加工・物流加工・倉庫

有限会社 アプラス

〒679-1214
兵庫県多可郡多可町加美区的場131-1
TEL:0795-35-1359 FAX:0795-35-0330

【奥中倉庫】
兵庫県多可郡多可町中区奥中459-1
TEL:0795-30-0010 FAX:0795-30-0020

デジタル情報で、心と心をつなぐ

UNISUGA

ウニスガ印刷株式会社

兵庫県西脇市野村町大坪471
TEL.0795-22-3226 FAX.0795-23-6229

～税務署からのお知らせ～

国税に関する一般的なご相談は 電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した**国税局の職員**がお答えします。

Step 1

最寄りの税務署へ電話をかけます
西脇税務署 0795-22-3171

(受付 8時30分～17時 土・日・祝日及び年末年始を除く。)

Step 2

音声案内に従い**1番**を選択

1 電話相談センター

2 税務署からのお尋ね・税務署での面接相談の事前予約等

3 消費税の軽減税率制度についてのご相談等

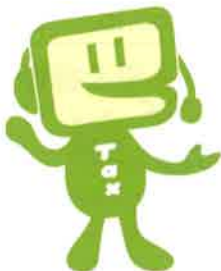
4 納税の猶予制度についてのご相談等



※ 所得税等の確定申告期は、**0番**に確定申告に関するご相談等が追加されます。

Step 3

音声案内に従い相談内容を選択



1 所得税

2 源泉所得税・年末調整・支払調書

3 譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価

4 法人税

5 消費税・印紙税

6 その他

来署によるご相談は、 事前予約を！お願いします。

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

なお、税金の納付相談や確定申告会場へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。



ご存じですか？文書回答手続

国税局においては、納税者の方からの個別の取引に係る税務上の取扱いについての照会に対し、**文書により回答するサービス**を実施しています。税務上の取扱いが明らかではない取引に関する事前照会については、文書回答手続をご利用ください！

詳しくは国税庁HPをご覧ください。【www.nta.go.jp】



電話の前に検索！



国税庁ホームページでは、国税に関する情報を検索したり、申告書・届出書等の様式を入手することができます。

また、よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、**タックスアンサー**に掲載していますので、是非ご利用ください！

Step

1

国税庁HPの「**タックスアンサー**」にアクセス
【www.nta.go.jp】

国税庁 タックスアンサー

検索



Step

2

調べたい「**税金の種類**」をクリック



便利な納付方法をご利用ください！

国税の納付は、簡単な手続で利用できる便利な方法のご利用をお願いいたします。

こんな方におすすめ！

キャッシュレス

ダイレクト納付

e-Taxを利用している方や
源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

※ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付専用の届出書を提出していただく必要があります。
- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1ヶ月程度かかります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、e-Taxホームページをご確認ください。

源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方へ

地方税より
新たな納付
方法のご案内

- ◎ 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が開始しました。
- ◎ 個人住民税（特別徴収分）も電子納付することができます。
- ◎ 詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.jp>）をご覧ください。
- ※ 国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

キャッシュレス

口座振替による納付

申告所得税や消費税の
申告書を毎年提出する個人事業主の方

こんな方におすすめ！

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出していただく必要があります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

キャッシュレス

クレジットカード納付

時間を気にせず利用したい方やインターネットを利用している方

こんな方におすすめ!

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。



- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュレス

インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

コンビニ納付（QRコード）

近くにコンビニがある方やインターネットを利用している方

こんな方におすすめ!

パソコンやスマホから納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力のうえ、コンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付することができます。



- ◎ 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）となります。
- ◎ 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます）。
- ◎ 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

金融機関の窓口での納付

納付書をお持ちであれば、金融機関で、現金に納付書を添えて納付することができます。

- ◎ 納付書は金融機関の窓口にも備え付けておりますが、金融機関等に在庫がない場合は所轄税務署へご連絡ください。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続き」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常年8.9%→軽減後年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



令和2年分所得税の確定申告で留意していただきたい事項

1 基礎控除

基礎控除について、控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が遡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました。この結果、基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。



個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	<u>48万円</u>
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

2 青色申告特別控除

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（改正前：65万円）に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました。

- (1) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。
- (2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

3 給与所得控除

給与所得控除額を一律10万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（改正前：1,000万円）とされるとともに、その上限額を195万円（改正前：220万円）に引き下げることとされました。この結果、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	<u>55万円</u>
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

4 公的年金等控除

公的年金等控除額を一律10万円（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円）引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、上限を設けることとされました。この結果、公的年金等控除額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額及び公的年金等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

(1) 65歳未満の場合の公的年金等控除額

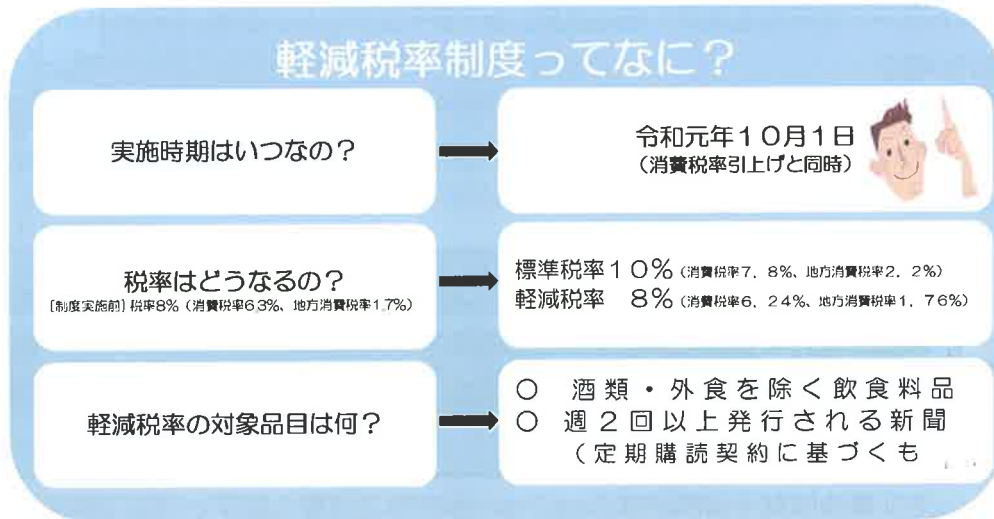
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 ×25%+27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 ×15%+68.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 ×5%+145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

(2) 65歳以上の場合の公的年金等控除額

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 ×25%+27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 ×15%+68.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 ×5%+145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

● 消費税軽減税率制度について

令和元年10月1日から消費税の標準税率が10%に引き上げられ、同時に食料品等について軽減税率（8%）が適用されるようになりました。




軽減税率の対象品目

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡（販売）です。

軽減税率の対象品目

飲食料品

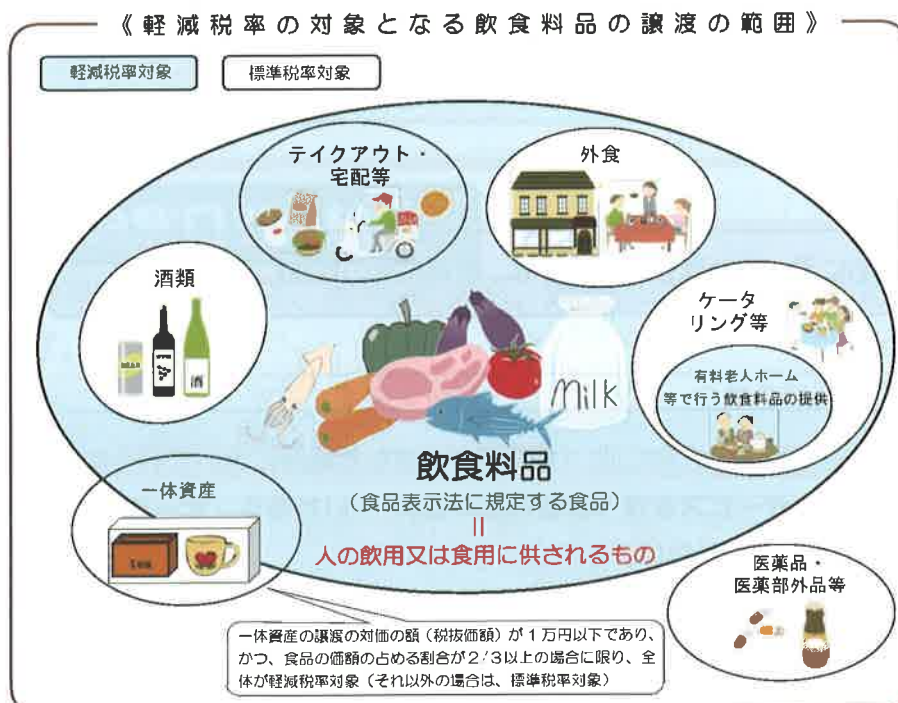


飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。



● 知っていますか消費税軽減税率制度

問1 ファーストフードのテイクアウト

ファーストフード店での注文が「店内飲食」か「テイクアウト」かは、いつ決めたらいいの？



ファーストフード店での注文が、「店内飲食」か、「テイクアウト」かは、**商品を販売する時に決める**ことになるんだよ。
例えば、注文の際に「店内での飲食」か「テイクアウト」かをお客さんに確認するなどしてね。

問2 社員食堂での飲食

社員食堂で販売される食事は、軽減税率の対象になるの？



軽減税率の対象とならない、「食事の提供」はね、**飲食設備のある場所で飲食料품을飲食させるサービス**を言うんだよ。
社員食堂で提供する食事も、食堂において従業員に飲食料품을飲食させるサービスなので、「食事の提供」となり、軽減税率の対象にはならないんだよ。

問3 家事代行サービス

お客様の自宅に伺って料理をする場合は、軽減税率の対象になるの？



軽減税率の対象には、「**相手方が指定した場所において行う加熱、調理、給仕等のサービスを伴う飲食料品の提供**」（いわゆる「**ケータリング、出張料理**」）は**含まれない**ことになっているんだよ。
質問のように、お客様の自宅で料理を行うことは、「ケータリング、出張料理」に該当するので、軽減税率の対象にはならないんだよ。

軽減コールセンター (消費税軽減税率電話相談センター)

0 1 2 0 - 2 0 5 - 5 5 3

【受付時間】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝除く)

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。
音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

軽減税率が適用
される品目が
知りたい方
➡ 「1」

帳簿・請求書など
の記載事項が
知りたい方
➡ 「2」

その他の軽減税率制度
について
知りたい方
➡ 「3」

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

下のコードから
特設サイトへ



転嫁、価格表示、便乗値上げ等のほか、軽減税率制度の概要については

■お問合せ先

総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター）

0 1 2 0 - 2 0 0 - 0 4 0 【受付時間】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝除く)

加東県税事務所からのお知らせ



不動産取得税ってどんな税金？



◆不動産取得税とは

不動産（土地、家屋）を売買、贈与、交換または建築などにより取得（登記の有無を問いません。）されたときに課税される県税で、市や町が毎年課税する固定資産税と違って、一度だけ納めていただく税です。

◆税額の計算

$$\text{不動産の価格（課税標準額）} \times \text{税率（4\%）} = \text{税額}$$



不動産の価格

- ・土地や家屋を売買、贈与または交換などによって取得したとき … 市・町の固定資産課税台帳に登録されている価格
- ・家屋を建築（新築、増築、改築）したとき … 固定資産評価基準により評価した価格

〔購入した時に支払った代金や建築工事費などの金額とは関係ありません。「価格」はすべてこの評価額をいいます。〕

税率の特例

- ・土地や住宅を、令和3年3月31日までに取得した場合は、税率が4%から3%に軽減されます。

（注）税額は原則として、上記の算式により計算しますが、不動産の価格から一定額を控除したり、税額から一定額を減額することによって、不動産取得税の負担が軽減される場合があります。

お問い合わせ先：加東県税事務所 課税第2課 TEL(0795)42-9341

個人事業主のみなさまへ

個人事業税第2期分の納期限は 11月30日(月) です。

◎2期分の納付書は1期分とあわせて送付しております。ご注意ください。

◎納付には、便利な「口座振替」もございます。ぜひご利用ください。

納付は、お近くの金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、県税事務所のほか、バーコードの印刷がある納付書（30万円以下のもの）については、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。取り扱い金融機関、コンビニエンスストアは納付書裏面を参照ください。

お問い合わせ先：加東県税事務所 課税第1課 TEL(0795)42-9339

みなさんこんにちは。私はこの西脇市で生まれ育ちました。私たちが住んでいる西脇市のホームページを見ると「日本のへそ」は大正12年、陸軍参謀本部陸地測量部により三角測量方式で測量された交差点に「経緯度交差点標柱」が建立されました。

それから約65年後の平成2年にふるさと創生事業で国土地理院の協力でGPS測量（世界測地系）を実施、新しい交差点がテラドームの東側に平成7年に「日本のへそモニュメント」が建立されました、と記されています。大正12年と平成7年の測量技術のその差はおよそ400m、昔の測量技術に改めて感服されます。



今から約30年前…私が小学生の頃は織物工場の織機の音をまちのあらゆるところで耳にしていました。「未来には空飛ぶ車やスペースシャトルで一般の人でも宇宙に行ける未来が来る！」そう夢を抱いた幼少期。みなさんの中でもそんな夢を見られた方はおられるのではないのでしょうか。

現在私と家内の間には3人の子供がいます。昨年、くじを引いたご縁で小学校のPTA会長をお引き受けしました。そこで初めて気づいた中で特に衝撃を受けたことを1つご紹介させていただければと思います。それは、今の1学年平均児童数が23人を切っており、今後もさらに落ち込んでいく、ということでした。昔と比べると3分の1以下にまで落ち込んでしまった児童数です。そんな現実を目の当たりにし、我々として何ができるのだろうか…振り返らざるをえない状況に出会いました。

私自身、20年前に学生を終えて西脇に戻ってきたものの、地元には仕事は少ないと見込んで一時は街に出た時もありました。しかし、この現状を目の当たりにして「まずは地元を元気にしなければいけない、子供たちの、地域の未来の為にも…」と少しずつ考えがかわるきっかけをいただきました。今の自分が居るのも両親、祖父母そして御先祖様のおかげです。そう思うと、自分の子供、孫たちへバトンを渡す、今、自分自身の役割を考え直すきっかけとなったのです。「1度きりの人生、後悔しない人生を」

現在、私は41歳になりました。父と母の背中を振り返った時があり、気づかせてもらえました。

温故知新：昔の事をたずね、温ためて、そこから新しい知識・見解を導くこと

子曰く、故きを温ねて新しきを知れば、以って師と為る可し
地元比延地区の未来を元気にするために、今の私に何ができるのか…。

全ては子供たちの未来のために、またその先の子供たちのために…子供は私たちの未来です、祖先からの宝そのものです。

奇跡的に「日本のへそ」に生まれた私たち。地元を、地域を元気にするために、今一度、勇気を持って、一歩ずつ進めていければと思います。

悩んだ時には原点回帰。実は原点に、足元に、生まれ育った地元、問題解決の大きなヒントが隠されていることがあるかもしれません。明るい未来を、子供たちの未来を…私たちの手で、まずは元気な地域づくりに少しずつ育んでみませんか。



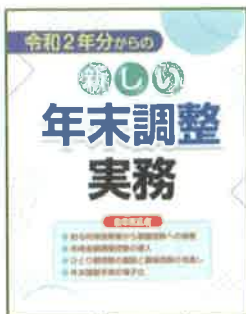
城山北側から西脇方面



城山北側から日本のへそ方面

個人会員様

小冊子無料配布のご案内



B5版 40頁

「令和2年からの新しい年末調整の実務」 セミナー動画あり

令和2年分より適用される年末調整の改正事項について、改正点の概要開設から実務上の変更箇所、適用判定のポイント、さらには令和2年分特有の処理が求められる点までをQ&A形式で実務に則しながらコンパクトに解説した一冊です。

見開きのURL または QR コードからパソコン・スマホで手軽に解説動画が見られます。配本をご希望の方は西協納税協会へご連絡ください。

(☎0795-22-2842)

ご活用ください 西協納税協会 HP

現在**新着情報**に掲載中

- 新型コロナウイルス感染症関連施策一覧税制、資金繰り支援等のご案内マイナンバーカードの取得促進に向けた説明資料の周知やアンケート調査へのご協力のお願いについて

現在の**リンク設定**



年末調整がよくわかるページ

年末調整
電子化で業務効率化

大同生命Webセミナー

DAIDO LIVE!

入会案内 会員募集中!

個人会員及び法人会員を募集しております。また、青年部会、うらの会(女性部会)も新規入会を歓迎します。入会お問い合わせは ☎西協納税協会 ☎22-2842



新刊図書のご案内

※協会会員様は本体価格の1割引きで購入いただけます。

お申込みは西協納税協会までご連絡ください。

令和2年版

相続税・贈与税取扱いの手引

木ノ元寛昭 編

B5版1936頁/本体価格 5,000円+税

申込 冊

相続税・贈与税に関する最新の法令通達を原文のまま収録し、有機的な関連のもとに配列。関係様式を適宜必要箇所に配置し編集した実務手引書

★9月下旬発刊

令和2年10月改訂

プロフェッショナル 消費税の実務

税理士 金井恵美子 著

B5版796頁/予定価格 4,200円+税

申込 冊

法人税と異なる消費税独自の論理を踏まえて丁寧に解説。実務判断力を補強する重要な裁判例・裁決例・事例を多数収録した税務のプロ必携の一冊

★10月下旬発刊

令和2年10月改訂

地方税取扱いの手引

地方税制度研究会 編

B5版1736頁/本体価格 5,600円+税

申込 冊

「総則」「道府県税」「市町村税」の三篇に大別し、地方税法を中心に関係する政令、省令及び通知を一覧性をもたせて要領よく整理編集した一冊

★10月下旬発刊

with&afterコロナ禍を生き抜く

新しい企業の人事・労務管理

特定社会保険労務士 川崎秀明/弁護士 樋口治朗 他 著

B5版242頁/本体価格 2,200円+税

申込 冊

with&afterコロナ禍において、テレワーク体制、時差出勤ルール、新しい人事評価システムなど、会社諸規定をいかに構築していくか専門家が解説

★10月上旬発刊

税理士による税の無料相談開催中止のお知らせ

近畿税理士会西脇支部では、従来から毎月税務相談センターを開設しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止のため、当面の間、開催を中止とさせていただきます。

納税者の皆様にはご不便をお掛け致しますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせは下記【お問合せ先】までお願い申し上げます。

【お問合せ先】近畿税理士会西脇支部 ☎0795-22-6485

近畿税理士会西脇支部

税理士法人
サード
兵庫事務所

(五十音順)

吉泰丸前前本藤深橋戸徳竹高高高園霜柴篠小後桑岡遠上伊池池蘆明
住永山田崎坊本田尾田岡本橋橋瀬崎浦野原林藤村本藤山藤田田田石
いとし 真暁美寿享哲尚英博 千加 暢武正茂喜浩和康泰 博和裕徳
み子宏秀彦通宏保夫秀雄文優明子仁祐郎裕夫司司明夫弘優文史三男



人と自然が調和する未来を創る

中町電業株式会社

〒679-1113 兵庫県多可郡多可町中区中村町23
TEL 0795-32-2245(代) FAX 0795-32-3192

建築工事・土木工事・管工事・水道施設工事のスペシャリスト



有限会社 オオヤマ

代表取締役 大山 剛史
〒679-0316 兵庫県西脇市黒田庄町大門39-2
TEL. 0795-28-3102 FAX. 0795-25-5500

前田会計事務所

税理士 前田真秀

事務所 〒677-0015
兵庫県西脇市西脇773-20 1F
TEL(0795)23-1322 FAX(0795)23-6305
E-mail : maeda@maedataxacof.jp

株式会社 仁王門

〒679-0321 兵庫県西脇市黒田庄町田高313-1
サイジング部 TEL(0795)28-4310(代)
FAX(0795)28-4847
整経部 TEL(0795)28-2688(代)
FAX(0795)28-4314

あしだ
蘆田総合会計事務所
(有)ALIVE

西脇市上野104-1
<https://www.asida7.com> ☒webmaster@asida.com
TEL(0795)25-2531(代) FAX(0795)25-2532

相続・遺言・贈与・新規開業・会社設立
～お気軽にご相談下さい～



TKCコンピュータ会計
深田会計事務所

税理士 深田享保

事務所 〒677-0015 西脇市西脇771-132
電話(0795)22-6485 FAX(0795)23-6529
自宅 〒669-3144 丹波市山南町奥216-1
E-mail fukata@tkcnf.or.jp

色々あるから総合保障。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



納税協会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン
総合型V + Mタイプ
(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中
無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

姫路支社小野営業所/
兵庫県小野市中町323-3(田中第二ビル3階)
TEL 0794-62-3301

AIG AIG損害保険株式会社

神戸支店/
兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)
TEL 078-670-4300

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、納税協会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2019-1014(2019年8月27日) 19-073031 2021-8

「福利厚生アンケート」及び「頑張る経営者の応援サイト」新規登録キャンペーンのご案内に
福祉制度推進員がお伺いした際は、ご協力をよろしくお願いいたします。